

法律事務所における社会福祉実践の現状と課題**－愛知県内の法律事務所へのアンケート調査から－**

○ 熊田法律事務所 宮田 千佳子 (009966)

キーワード：法律事務所、社会福祉業務、司法福祉

1. 研究目的

法律事務所には法的解決を求める相談が寄せられる。その中には、根本的原因が相談者の生活課題にあり、司法により顕在化した問題を解決しただけでは、生活の安定や新たな問題発生の予防には至らないケースも多く、司法と一体となった福祉による支援が必要である。刑事事件においてはここ10年ほどで、被疑者や被告人の支援計画を立案し、法廷で証言する社会福祉士が現れ始めた。民事事件等でも、児童や高齢者・障害者への虐待、DV、権利擁護等において、司法福祉の実践が求められるようになってきた。今後、司法領域で活躍するソーシャルワーカーは増えると予想されるが、現在、司法領域で福祉業務を担っている者の実態は明らかにされておらず、実践においてどのような専門性が求められるのかについても明確に示されていない。法律事務所でも常勤職員として働く社会福祉士も現れつつあるが、その多くは職場に同じ社会福祉士の先輩や同僚がいないなか、手探りで業務に従事しているのが現状である。

そこで、本研究では司法領域、なかでも法律事務所でも福祉業務を担っている者の業務や役割の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

司法領域での業務の中核である法律事務所における「社会福祉業務」（本研究では、「児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」という意味で用いる）の全体的な状況や傾向を確認し、社会福祉業務を担当する者が業務に関して抱いている意識や課題等を調べる目的で2021年2月～4月にアンケート調査を実施した。アンケートは2段階に分かれている。調査①で愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営委員会に所属する弁護士206名の勤務する法律事務所196箇所を対象に、法律事務所における社会福祉業務の実態を確認し、調査②で、①の法律事務所でも社会福祉業務を行っている事務員、愛知県内の法律事務所にも勤務する社会福祉士4名、愛知県外のX法律事務所にも勤務する社会福祉士13名（X法律事務所は複数の社会福祉士が雇用され、弁護士と同じ専門職として働く日本でも希少な法律事務所である）を対象に、担い手の価値観や課題等を明らかにする。本調査は、単純集計による分析と合計値の算出による分析の2種類の方法で分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉大学大学院倫理審査委員会の承認を受け行った（承認番号20-013）。

4. 研究結果

（結果①法律事務所における社会福祉業務の実態）

回答のあった事務所は115箇所（58%）で、社会福祉業務を行っている事務所は59箇所（46.9%）であった。そのうち34箇所（38.9%）で事務員が関与していた。民事・家事・刑事の各事件で社会福祉業務が行われている割合は約3割であるが、成年後見事件については59箇所中54箇所（91.5%）という高い割合で行われており、そのうち31箇所（57.4%）で事務員の関与があった。社会福祉業務に関与している事務員11名（社会福祉士1名を含む）のうち、自らが社会福祉業務を担っていると自覚していた者は4名36%であり、多くの場合、法律事務所の社会福祉業務は、弁護士によって行われており、事務員が関与する場合も、法律事務の延長で業務が行われていることが明らかとなった。

（結果②法律事務所で社会福祉業務を担当する者が業務に関して抱いている意識や課題等）

法律事務所の事務員は、過半数が「知識や経験の不足」「専門性がよくわからない」「自分と同じ役割や業務を担う人員の不足」を感じていた。一方、法律事務所で働く社会福祉士は、過半数が「時間不足と業務の多さ」「困ったときに相談できる人がいない」と感じており、給与への満足度も低かったが、法律事務所で働いていることを誇らしく思うという項目にもっとも高い満足度を示した。

5. 考察

本調査からは、法律事務所で社会福祉業務が高い割合で行われているのは民事事件の「債務整理・破産」「遺言・死後事務・生前贈与」、家事事件の「相続」「成年後見」であることが明らかとなった。これらの事件は、処理の過程で当事者の生活実態を把握する必要性があり、その結果、安定した生活の維持継続のために福祉的視点による支援が必要だと判断しうる分岐点が生まれ、社会福祉業務の実践につながったと考えられる。なかでも「成年後見」は、財産管理（法的支援）と身上保護（福祉的支援）を義務として行う必要があるため、法律事務所であっても社会福祉業務が90%を超える高い割合で行われており、その60%弱で事務員の関与が見られた。つまり、この成年後見事件をきっかけとして、法律事務所という司法領域で、法的支援に付随して福祉的視点による支援が必要であるという事実に光が当てられたといえる。

しかし、法律事務所の社会福祉業務は、多くの場合、法的支援の一部（法律サービスの質を高めるもの）としてなされているにすぎず、事務員が関与する場合も、福祉的支援を行っているとの自覚がないまま法律事務の延長で業務が行われている。今後、法律事務所で社会福祉業務を拡大させていくためには、その担い手となる法律事務所事務員が、相談者が抱える問題の根本的解決には法的支援と一体で福祉的視点による支援が必要であることを理解する必要がある。そのために必要な社会福祉の知識や技術を学び、知恵や経験を共有できる場を作ることが求められている。

参考文献：山口幸男（2005）『司法福祉論 増補版』ミネルヴァ書房。稲村厚（2016）「民事司法における法律専門職と福祉分野の連携－発達障害事例からの考察」『司法福祉学研究』16, 35-48.